

長崎県後期高齢者医療広域連合個人情報保護条例及び長崎県後期高齢者医療広域連合
情報公開・個人情報保護審査会条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成30年2月22日

長崎県後期高齢者医療広域連合長

田中義久

長崎県後期高齢者医療広域連合条例第1号

長崎県後期高齢者医療広域連合個人情報保護条例及び長崎県後期高齢者医療広域
連合情報公開・個人情報保護審査会条例の一部を改正する条例

(長崎県後期高齢者医療広域連合個人情報保護条例の一部改正)

第1条 長崎県後期高齢者医療広域連合個人情報保護条例（平成19年長崎県後期高齢
者医療広域連合条例第5号）の一部を次のように改正する。

第2条第1号を次のように改める。

(1) 個人情報 個人に関する情報であつて、次のいずれかに該当するものをいう。

ア 当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等（文書、図画若しくは電
磁的記録（電磁的方式（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認
識することができない方式をいう。）で作られる記録をいう。以下同じ。）に
記載され、若しくは記録され、又は音声、動作その他の方法を用いて表された
一切の事項（個人識別符号（行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律
(平成15年法律第58号) 第2条第3項に規定する個人識別符号をいう。)
を除く。）をいう。以下同じ。）により特定の個人を識別することができるも
の（他の情報と照合することができ、それにより特定の個人を識別する能够
できることとなるものを含む。）

イ 個人識別符号が含まれるもの

第2条中第5号を第6号とし、第2号から第4号までを1号ずつ繰り下げ、第1号の次に次の1号を加える。

(2) 要配慮個人情報 本人の人種、信条、社会的身分、病歴、犯罪の経歴、犯罪により害を被った事実その他本人に対する不当な差別、偏見その他の不利益が生じないようにその取扱いに特に配慮を要する記述等が含まれる個人情報をいう。

第4条第2項第6号中「又は他の地方公共団体」を「、独立行政法人等（独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第59号）第2条第1項に規定する独立行政法人等をいう。以下同じ。）、他の地方公共団体又は地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第2条第1項に規定する地方独立行政法人をいう。以下同じ。）」に改め、同条第3項中「思想、信条及び宗教に関する個人情報並びに社会的差別の原因となる個人情報」を「要配慮個人情報」に改める。

第5条第1項中第5号を第6号とし、第4号の次に次の1号を加える。

(5) 個人情報に要配慮個人情報が含まれるときは、その旨

第6条第1項第5号中「若しくは他の地方公共団体」を「、独立行政法人等、他の地方公共団体若しくは地方独立行政法人」に改める。

第7条第1項に次のただし書を加える。

ただし、利用目的を達成するために必要があると認めるときは、この限りでない。

第12条第2号から第6号までを次のように改める。

(2) 開示請求者（第10条第2項の規定により未成年者等の法定代理人が本人に代わって開示請求をする場合にあっては、当該本人をいう。次号、第4号及び第9号、次条第2項並びに第17条第1項において同じ。）の生命、健康、生活又は財産を害するおそれがある情報

(3) 開示請求者以外の個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により開示請求者以外の特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合する

ことにより、開示請求者以外の特定の個人を識別することができることとなるものを含む。)若しくは個人識別符号が含まれるもの又は開示請求者以外の特定の個人を識別することはできないが、開示することにより、なお開示請求者以外の個人の権利利益を害するおそれがあるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。

ア 法令等の規定により又は慣行として開示請求者が知ることができ、又は知ることが予定されている情報

イ 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、開示することが必要であると認められる情報

ウ 当該個人が公務員等(国家公務員法(昭和22年法律第120号)第2条第1項に規定する国家公務員(独立行政法人通則法(平成11年法律第103号)第2条第4項に規定する行政執行法人の役員及び職員を除く。)、独立行政法人等の役員及び職員、地方公務員法(昭和25年法律第261号)第2条に規定する地方公務員並びに地方独立行政法人の役員及び職員をいう。)である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職及び当該職務遂行の内容に係る部分

(4) 法人その他の団体(国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人を除く。以下この号において「法人等」という。)に関する情報又は開示請求者以外の事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、開示することにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの。ただし、人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、開示することが必要であると認められる情報を除く。

(5) 開示することにより、犯罪の予防、鎮圧又は捜査、公訴の維持、刑の執行その他の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると実施機関が認めることにつき相当の理由がある情報

(6) 実施機関、国、独立行政法人等、他の地方公共団体及び地方独立行政法人の内部又は相互間における審議、検討又は協議に関する情報であって、開示すること

により、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、
不当に住民の間に混乱を生じさせるおそれ又は特定の者に不当に利益を与え若し
くは不利益を及ぼすおそれがあるもの

第12条に次の3号を加える。

(7) 実施機関、国、独立行政法人等、他の地方公共団体又は地方独立行政法人が行
う事務又は事業に関する情報であって、開示することにより、次に掲げるおそれ
その他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼ
すおそれがあるもの

- ア 監査、検査、取締り、試験又は保険料の賦課若しくは徴収に係る事務に関し、
正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、
若しくはその発見を困難にするおそれ
- イ 契約、交渉又は争訟に係る事務に関し、国、独立行政法人等、地方公共団体
又は地方独立行政法人の財産上の利益又は当事者としての地位を不当に害する
おそれ
- ウ 調査研究に係る事務に関し、その公正かつ能率的な遂行を不当に阻害するお
それ

エ 人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそ
れ

オ 独立行政法人等、地方公共団体が経営する企業又は地方独立行政法人に係る
事業に関し、その企業経営上の正当な利益を害するおそれ

- (8) 個人の評価、指導、診断、選考、試験等（以下この号において「個人の評価等」
という。）に関する情報であって、開示することにより、当該個人の評価等又は
将来の同種の個人の評価等の適正な執行に著しい支障を及ぼすおそれがあるもの
- (9) 未成年者等の法定代理人から開示請求がなされた場合であって、開示すること
が開示請求者の利益に反すると認められる情報

第13条第1項ただし書を削り、同条に次の1項を加える。

2 開示請求に係る保有個人情報に前条第3号の情報（開示請求者以外の特定の個人を識別することができるものに限る。）が含まれている場合において、当該情報のうち、氏名、生年月日その他の開示請求者以外の特定の個人を識別することができることとなる記述等及び個人識別符号の部分を除くことにより、開示しても、開示請求者以外の個人の権利利益が害されるおそれがないと認められるときは、当該部分を除いた部分は、同号の情報に含まれないものとみなして、前項の規定を適用する。

第17条第1項中「他の地方公共団体及び」を「独立行政法人等、他の地方公共団体及び地方独立行政法人並びに」に改め、同条第2項中「前項」を「前2項」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 実施機関は、次の各号のいずれかに該当するときは、開示決定に先立ち、当該第三者に対し、開示請求に係る当該第三者に関する情報の内容その他実施機関が定める事項を書面により通知して、意見書を提出する機会を与えなければならない。ただし、当該第三者の所在が判明しない場合は、この限りでない。

- (1) 第三者に関する情報が含まれている保有個人情報を開示しようとする場合であって、当該第三者に関する情報が第12条第3号イに規定する情報に該当すると認められるとき。
- (2) 第三者に関する情報が含まれている保有個人情報を第31条の規定により開示しようとするとき。

第18条第1項中「、図画、図面、地図、写真又はフィルム」を「又は図画」に改め、「（電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。以下同じ。）」を削る。

第21条第2項を削り、同条第3項中「訂正請求」を「前項の規定による訂正の請求（以下「訂正請求」という。）」に改め、同項を同条第2項とし、同条第4項を同条第3項とする。

第22条の次に次の1条を加える。

(保有個人情報の訂正義務)

第22条の2 実施機関は、訂正請求があった場合において、当該訂正請求に理由があると認めるときは、当該訂正請求に係る保有個人情報の利用目的の達成に必要な範囲内で、当該保有個人情報の訂正をしなければならない。

第24条の3 第1項第1号中「又は第6条第1項」を「、第6条第1項」に改め、「利用されているとき」の次に「又は第7条の規定に違反して処理されているとき」を加え、同条第2項中「第21条第4項」を「第21条第3項」に改める。

第27条中「第17条第2項」を「第17条第3項」に改める。

第28条中「第27条第1項」を「第28条第1項」に改める。

第29条の2中「第23条第1項及び第2項」の次に「（これらの規定を番号法第26条において準用する場合を含む。）」を加え、同条の表読み替えられるこの条例の規定の欄中「及び第12条第2号」を削り、「第12条第6号」を「第12条第2号及び第9号」に、「第21条第3項」を「第21条第2項」に改め、同表読み替えられる字句の欄中「又は第6条第1項」を「第6条第1項」に改め、同表読み替える字句の欄中「又は番号法第28条」を「番号法第29条」に改める。

第29条の3表以外の部分中「第23条第1項及び第2項」の次に「（これらの規定を番号法第26条において準用する場合を含む。）」を加え、同条の表読み替えられるこの条例の規定の欄中「及び第12条第2号」を削り、「第12条第6号」を「第12条第2号及び第9号」に、「第21条第3項」を「第21条第2項」に改め、同表読み替える字句の欄中「又は情報提供者」を「若しくは情報提供者又は同条第8号に規定する条例事務関係情報照会者若しくは条例事務関係情報提供者」に改め、「第23条第1項及び第2項」の次に「（これらの規定を番号法第26条において準用する場合を含む。）」を加える。

第31条を次のように改める。

(裁量的開示)

第31条 実施機関は、開示請求に係る保有個人情報に不開示情報（第12条第1号

の情報を除く。) が含まれている場合であっても、個人の権利利益を保護するため特に必要があると認めるときは、開示請求者に対し、当該保有個人情報を開示することができる。

第37条を第38条とし、第33条から第36条までを1条ずつ繰り下げ、第32条の次に次の1条を加える。

(適用除外)

第33条 実施機関は、保有個人情報の適正な取扱いの確保に関し、法令等に定めがあるときは、この条例の規定にかかわらず、当該法令等の定めるところによる。

(長崎県後期高齢者医療広域連合情報公開・個人情報保護審査会条例の一部改正)

第2条 長崎県後期高齢者医療広域連合情報公開・個人情報保護審査会条例（平成19年長崎県後期高齢者医療広域連合条例第6号）の一部を次のように改正する。

第2条各号列記以外の部分中「第2条第2号」を「第2条第3号」に改め、同条第1号及び第2号を次のように改める。

(1) 情報公開条例第18条第1項に規定する審査請求に関すること。

(2) 個人情報保護条例第25条第1項に規定する審査請求に関すること。

第2条第3号及び第4号を削り、同条第5号中「第27条第1項」を「第28条第1項」に改め、同号を同条第3号とし、同条第6号を同条第4号とする。

第3条第3項中「3年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。」を「3年とし、再任されることを妨げない。」に改め、同条第4項を第6項とし、第3項の次に次の2項を加える。

4 委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

5 第3項の規定にかかわらず、委員の任期については、委嘱の際現に委員である者の任期満了の日を勘案し、必要があると認めるときは、3年を超えない期間とすることができる。

第6条第1項中「開示の諾否決定、訂正の諾否決定、利用停止の諾否決定又は公開決定等」を「次に掲げる決定」に改め、同項に次の4号を加える。

- (1) 情報公開条例第11条第1項又は第2項の決定
- (2) 個人情報保護条例第15条第1項又は第2項の決定
- (3) 個人情報保護条例第23条第1項又は第2項の決定
- (4) 個人情報保護条例第24条の6第1項又は第2項の決定

第6条第3項中「開示の諾否決定、訂正の諾否決定、利用停止の諾否決定又は公開決定等に係る」を「第1項の」に改める。

第10条及び第11条中「第2条第5号及び第6号」を「第2条第3号及び第4号」に改める。

第14条中「第3条第4項」を「第3条第6項」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際現に改正前の長崎県後期高齢者医療広域連合情報公開・個人情報保護審査会条例の規定により委嘱された委員は、改正後の条例の相当規定により委嘱された委員とみなす。